

奈良県社会教育センター指定管理者選定審査会規則をここに公布する。

平成二十九年七月十日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

奈良県教育委員会規則第一号

奈良県社会教育センター指定管理者選定審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良県社会教育センター指定管理者選定審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審査会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、指定管理者の選定に関し優れた識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第三条 委員の任期は一年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(委員以外の者の出席)

第六条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第七条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた

後も同様とする。

（庶務）

第八条 審査会の庶務は、人権・地域教育課において処理する。

（その他）

第九条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。